

第7章

進出と撤退からみるラオス外国直接投資

鈴木 基義

ケオラ・スックニラン

はじめに

インドシナ地域を取り巻く環境は大きく変化してきた。長く続いた植民地支配とヴェトナム戦争、そしてその終結による社会主義国家ヴェトナムとラオスの誕生、加えてカンボジア紛争の激化は、インドシナ地域を停滞の社会主義と大量虐殺の代名詞と化した。しかし1980年代後半からインドシナ地域の様相は大きく変わり始めた。1986年のドイモイ（刷新）とチンタナカーン・マイ（新思考）政策の着手により、ヴェトナムとラオスは市場経済メカニズムを取り入れた経済改革の推進へと向かい始める。1988年に制定されたラオス外国投資奨励管理法および労働法は外国企業誘致政策のために施行された改革後最初の法律である。1989年にはヴェトナムがラオスとカンボジアから駐留軍を撤退させ、1991年にはカンボジア和平協定が成立したことで、インドシナ地域の平和と安定の初期必要条件が成立したと言えよう。1991年にはソ連が崩壊し、旧ソ連の対ラオス・ヴェトナム援助は消滅するが、冷戦の終結の過程で、アジア熱帯社会主義国家は西側二国間援助と多国間援助を呼び込むという柔軟な対外政策を打ち出すことで乗り切る。1992年からアジア開発銀行が拡大メコン圏開発プロジェクトを開始し、東西経済回廊と南北回廊、南回廊を建設し、メコン地域6カ国・地域がひとつの市場として形成

されようとしている。

本章では、第1節において対ラオス外国企業の現状について概略する。外国直接投資の流入が始まった1988年11月から2004年12月までに登録された外国直接投資についてラオス国内・外国投資局（Department of Domestic and Foreign Investment: DDFI）の内部資料をもとに分析する。第2節では、ラオスの外国投資環境を評価するに当たり、まず法整備の状況を示し、改正された外国投資奨励管理法（2004年）の主要点について説明する。第3節では、ラオスで操業している外国企業50社に対する聞き取り調査からラオスの投資環境の問題点として、租税上の問題、輸出入手続きの煩雑度、突然の政令・通達発布、優遇措置について主に議論を集中する。第4節では外国企業の撤退理由について考察を試みる。DDFIがラオスへの外国直接投資案件に対し独自の基準で評価を与えているが、この評価を改良した上でラオスから撤退した企業について分析を行う。さらにラオスから撤退した外国企業に対して聞き取り調査を行った3事例を示す。

第5節ではまず、ラオスという内陸の国が経済発展に取り組む場合、伝統的な輸入代替政策を推し進めるだけではその目的の達成が困難なことを示す。ラオスへ進出する外国企業は、外洋に面しない陸封的地形や内需矮小、低所得水準、外貨準備不足などラオスに特有な投資環境上の劣位性を超越しなければ事業は成功しない。同時にタイとラオスの文化的、言語的な共通性や、低廉労働、拡大メコン圏開発プロジェクトなどのラオスに特有な投資環境上の優位性を享受することも事業成功の必要条件である。インドシナ地域の和平が実現し、ヴェトナムもラオスもカンボジアもそしてミャンマーもASEANに加盟した経済統合の時代に、国際間道路インフラの整備を通じた地域市場圏の拡大化というコンテクストのなかで、ラオスはASEAN自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area: AFTA）の関税引下げスキーム（Common Effective Preferential Tariff: CEPT）を活かせる外国直接投資投資戦略（鈴木[2002b: 153-177]）を構築しなければならない。その戦略こそ本章で提唱する労働集約的部品産業の誘致による地域補完型工業化戦略である。

第1節 対ラオス外国直接投資の現状（1988年～2004年）

1975年のラオス建国以来、旧ソ連や中国の工場が進出し操業していたことはあったが、外国投資を誘致するという政策そのものを掲げるようになったのは新経済メカニズムが導入された1986年になってからである。したがって1988年に外国投資奨励管理法が制定されるまでは、外国直接投資に関する統計は個々の案件として政府部局に記録されているものもあったが、それらを体系的に集計する目的や意義は理解されていなかった。設立当初のDDFIが統計の作成に不慣れであったため、筆者が入手したエクセルで作成されている外国直接投資統計には空欄や誤記載がみられた。聞き取り調査を通じて可能な限り修復に努め、外国投資奨励管理法が制定され、統計が作成され始めた1988年11月から最新の2004年12月までのデータを再集計して得たものが以下のデータである。

1988年11月から2004年12月の16年2カ月の間に、登録資本累計額ベースで対ラオス外国直接投資は1266件、約130億 US ドルの規模に達した（表1）。外国資本の占有率は71.4%、ラオス資本の占有率は24.5%であった。ラオス占有資本額は、現金による抛出ならびに現金以外に提供された土地や建物などを時価換算したものを含む。

1266件の投資プロジェクトのうち、合併は全体の42%、100%外国資本は

表1 資本金額および資本占有率（1988年11月～2004年12月）

（単位：USドル）

	件数	ラオス資本	外国資本	資本額合計
外国直接投資	1,266	3,190,002,906	9,316,381,752	13,042,669,266
資本占有率（%）		24.5	71.4	100.0
1件当たり平均資本額		2,519,750	7,358,911	10,302,266

（注） 資本金額不明の投資案件が存在するため、ラオス資本占有率と外国資本占有率の合計が100%にならない。

（出所） DDFI 内部資料より筆者作成。

表2 投資形態による外国投資分類

投資形態	投資件数	%
合 弁	536	42.3
100%外国資本	710	56.1
不 明	20	1.6
合 計	1,266	100

(出所) DDFI 内部資料より筆者作成。

表3 国別投資件数・投資額上位20か国

(単位: USドル)

順位	国 名	投資件数	件数(%)	資本額合計	資本額合計(%)
1	タイ	380	28.4	7,233,422,772	42.9
2	アメリカ	70	5.2	2,325,097,707	13.8
3	フランス	124	9.3	1,904,266,663	11.3
4	オーストラリア	66	4.9	1,447,889,246	8.6
5	イタリア	8	0.6	1,388,611,880	8.2
6	マレーシア	42	3.1	695,293,790	4.1
7	韓国	102	7.6	558,350,034	3.3
8	ドイツ	20	1.5	351,952,900	2.1
9	中国	186	13.9	238,130,894	1.4
10	オランダ	7	0.5	157,120,000	0.9
11	ノルウェー	4	0.3	112,900,000	0.7
12	台湾	44	3.3	69,858,350	0.4
13	ヴェトナム	57	4.3	67,686,278	0.4
14	シンガポール	42	3.1	60,635,177	0.4
15	イギリス	30	2.2	47,421,060	0.3
16	ニュージーランド	5	0.4	43,593,500	0.3
17	スイス	10	0.7	35,690,000	0.2
18	日本	43	3.2	24,640,446	0.1
19	カナダ	21	1.6	22,828,621	0.1
20	ロシア	21	1.6	21,343,630	0.1
	合 計	1,340	100.0	16,841,569,523	100.0

(注) 合弁の場合は資本額を重複カウント。

(出所) DDFI 内部資料より筆者作成。

56%を占めた(表2)。「不明」に含まれる20件のほとんどが業務提携である。1988年の外国投資奨励管理法では投資形態として、業務提携、合弁、そして100%外国資本の3形態が認められていたが、1994年の改正外国投資奨励管理法ではこのうち業務提携が排除された。ところが2004年の改正外国投資奨

励法では再び業務提携が投資の一形態として復活したため、統計の分類も今後過去にさかのぼり、業務提携に関し、再集計する必要が出てきた。

過去10年間の間に、投資件数ならびに投資額ともにタイの占める相対的な地位は低下しつつあるとはいえ、タイは依然として投資額累計ベースで約43%、件数でも28%を占める存在感の強い投資国である(表3)。メコン川流域では投資許可ライセンスを受けないままビジネス活動を始める事業家もみられるが、こうした非合法的な外国直接投資は統計に表れないので把握できない。それほど、タイとラオスは地理的にも文化的にも言語的にも歴史的にも多くのエレメントを共有する。

業種別に外国投資を分類したとき、投資件数累計値と投資額累計値では全く業種が異なることが特徴である。投資件数で見ると、第1位は工業・ハンディクラフト部門(19.8%)、第2位はサービス部門(16.2%)、第3位は貿易部門(13.3%)と占有率が近似した値(表4)をとる一方、投資額累計値でこれをみると、第1位のエネルギー部門だけで全体の約8割を占める。第2位の通信部門といえども約5%を占めるにすぎない(表5)。エネルギー部

表4 業種別件数および資本額(件数による順位)

(単位:USドル)

順位	業種	件数	%	資本額合計	%	1件当たり資本額
1	工業・ハンディクラフト	251	19.8	326,083,837	2.5	1,299,139
2	サービス	205	16.2	154,535,903	1.2	753,834
3	貿易	168	13.3	96,418,494	0.7	573,920
4	農業	149	11.8	232,181,542	1.8	1,558,265
5	ホテル	95	7.5	563,174,232	4.3	5,928,150
6	縫製	93	7.3	83,018,398	0.6	892,671
7	鉱業	78	6.2	205,897,636	1.6	2,639,713
8	木材	59	4.7	180,738,168	1.4	3,063,359
9	コンサルタント	59	4.7	9,761,572	0.1	165,450
10	建設	56	4.4	114,254,837	0.9	2,040,265
11	エネルギー	22	1.7	10,306,000,000	79.0	468,454,545
12	通信	19	1.5	678,804,647	5.2	35,726,560
13	銀行	12	0.9	91,800,000	0.7	7,650,000
	合計	1,266	100.0	13,042,669,266	100.0	10,302,266

(出所) DDFI 内部資料より筆者作成。

表5 業種別件数および資本額（資本額による順位）

(単位：USドル)

順位	業種	件数	%	資本額合計	%	1件当たり資本額
1	エネルギー	22	1.7	10,306,000,000	79.0	468,454,545
2	通信	19	1.5	678,804,647	5.2	35,726,560
3	ホテル	95	7.5	563,174,232	4.3	5,928,150
4	工業・ハンディクラフト	251	19.8	326,083,837	2.5	1,299,139
5	農業	149	11.8	232,181,542	1.8	1,558,265
6	鉱業	78	6.2	205,897,636	1.6	2,639,713
7	木材	59	4.7	180,738,168	1.4	3,063,359
8	サービス	205	16.2	154,535,903	1.2	753,834
9	建設	56	4.4	114,254,837	0.9	2,040,265
10	貿易	168	13.3	96,418,494	0.7	573,920
11	銀行	12	0.9	91,800,000	0.7	7,650,000
12	縫製	93	7.3	83,018,398	0.6	892,671
13	コンサルタント	59	4.7	9,761,572	0.1	165,450
	合計	1,266	100.0	13,042,669,266	100.0	10,302,266

(出所) DDFI 内部資料より筆者作成。

門への投資は水力発電開発を目的としたものであるが、ダム建設予定地に指定された樹木伐採を目的としたものが含まれている（水没木材として指定された場合伐採可能）。縫製部門については、EUに付与された特惠関税（GSP）を利用した輸出促進型の外国直接投資である。

第2節 ラオス法整備の状況

1. ラオス法規システムの現状と特徴

1975年にラオス人民民主共和国が成立したが、憲法が制定される1991年までは、一部の法律を除き、ラオスは事実上政令、通達等の行政命令によって統治されてきた。この憲法の制定やその後の多くの法律の制定は市場経済化において世界銀行主導のコンディショナリティーに応えた法整備であった。この間の法整備において、世界銀行、アジア開発銀行のような国際機関をは

表6 憲法・現行法律一覧

法律名	制定日	改正日
憲法	1991年8月14日	2003年5月6日
1. 刑法	1989年11月23日	2001年4月10日
2. 刑事訴訟法	1989年11月23日	2004年5月17日
3. 国家人民検察庁法	1989年11月23日	2003年10月21日
4. 国家人民裁判所法	1989年11月23日	2003年10月21日
5. 所有権法	1990年6月27日	
6. 契約上の義務に関する法	1990年6月27日	
7. 遺産及び遺産相続の基本原則に関する法	1990年6月27日	
8. 裁判手数料に関する法律	1990年6月27日	
9. 国籍法	1990年11月29日	2004年5月17日
10. 家族法	1990年11月29日	
11. 契約外の義務に関する法	1990年11月29日	
12. 民事訴訟法	1990年11月29日	2004年5月17日
13. 保険法	1990年11月29日	
14. 企業会計法	1990年11月29日	
15. 戸籍法	1991年12月30日	
16. 裁判手続き法	1991年12月30日	
17. 法律改正法	1991年12月30日	
18. 国民議会法	1993年2月25日	2003年5月6日
19. 外国投資奨励法（1988年4月19日）	1994年3月14日	2004年10月22日
20. 労働法	1994年3月14日	
21. 事業法	1994年7月18日	
22. 関税法	1994年7月18日	
23. 国家予算法	1994年7月18日	
24. 企業倒産法	1994年10月14日	
25. 契約履行の保証に関する法	1994年10月14日	
26. ラオス政府に関する法	1995年3月8日	2003年5月6日
27. 国家保全義務法	1995年3月8日	
28. 国内投資促進法	1995年10月14日	2004年10月22日
29. 租税法	1995年10月14日	2002年10月12日
30. 国立銀行法	1995年10月14日	1999年10月14日
31. 森林法	1996年10月11日	
32. 水及び水資源法	1996年10月11日	
33. 土地法	1997年4月12日	2003年10月21日
34. 電力法	1997年4月12日	
35. 陸上輸送法	1997年4月12日	
36. 鉱業法	1997年4月12日	
37. 国民議会議員選挙法	1997年4月12日	2001年10月11日
38. 農業法	1998年10月10日	
39. 環境保護法	1999年4月3日	
40. 工業法	1999年4月3日	

法律名	制定日	改正日
41. 都市計画法	1999年4月3日	
42. 幹線道路法	1999年4月3日	
43. 医薬品法	2000年4月8日	
44. 陸上交通法	2000年4月8日	
45. 教育法	2000年4月8日	
46. 衛生法	2001年4月10日	
47. 通信法	2001年4月10日	
48. 国有財産法	2002年10月12日	
49. 地方行政法	2003年10月21日	
50. 裁判所の判決の執行に関する法	2004年5月17日	
51. 食糧法	2004年5月17日	
52. 郵便法	2004年5月17日	
53. ラオス人民軍将校に関する法	2004年10月22日	
54. 女性の発展と保護に関する法	2004年10月22日	
55. 国民議会監査法	2004年10月22日	

(出所) 在ラオス日本国大使館資料をもとに筆者作成。

じめ、フランス、オーストラリア、スウェーデン、日本などの多くの国が支援してきたことと、文書文化が未発達なラオスが主導的な立場で法整備ができる諸条件を持ち合わせていなかったことが、現在のラオスの法律を整合性、正確性およびきめ細かさを欠いたものになっていると思われる。

ラオスにおいて施行された法律一覧を表6に示す。ラオスには現在憲法および55の法律が制定されている。

2. 改正外国投資奨励法(2004年)の改正点

ラオス外国投資奨励管理法は1988年に制定され、1994年に最初の改定が行われた。外国投資奨励管理法を実施面で補足する「首相政令第46号ラオス外国投資奨励管理法施行細則」が施行されたのは2001年であり、7年もの間細則が存在していなかったことに驚きをかくせない。2004年には2度目の改正が行われた「改正外国投資奨励法」は「管理」という言葉が消え、「奨励法」となり、ラオス政府の外国直接投資に対する期待の強さが窺える。以下に改正外国投資奨励法の主要な改正点について説明する。

まず第1に、改正外国投資奨励法（2004年）では投資形態として業務提携が復活したことと、投資ライセンスの有効期間が合弁企業で20年から50年に、100%外国企業の場合で15年から50年に大幅に延長された点が挙げられる（表7）。

第2の改正点は雇用制限である。外国投資奨励管理法（1994年）第11条「ラオス人の優先的雇用義務と外国人熟練労働者・技術者の雇用」において「外国投資家は、被雇用者としてラオス人を優先的に募集ならびに雇用しなければならない。しかし、必要な場合には、ラオス人民民主共和国政府当局の認可を受けて、外国人熟練労働者ならびに外国人技術者を雇用する権利を有する」とあったものが、改正外国投資奨励法（2004年）第12条「外国投資家の権利および恩恵」第5項「必要であれば外国人労働者を雇用できるが、従業員総数の10%を上回ってはならない」との明確な数値規制が付加された。

第3に、奨励を受ける地域を3分割し、奨励策を3段階に分けた点が新しい改正点である。第1地域は、投資に便利な経済インフラストラクチャーのない山岳、高原、平野地域を指定し、7年の間利潤税が免除され、以後全利潤の10%の税が課される。第2地域は部分的に投資に便利な経済インフラストラクチャーが保証できる山岳、高原、平野地域を指定し、5年間利潤税が

表7 ラオス外国投資奨励法における投資形態の変遷

	投資形態	1988年		1994年改正		2004年改正	
		出資制限	期間	出資制限	期間	出資制限	期間
1	業務提携	法人設立の 必要なし	無規定	/		法人設立の 必要なし	通常50年 最長75年
2	合弁企業	最低 30%以上	20年			最低 30%以上	無規定 ^(注)
3	100%外国企業	100%可	15年	100%可	無規定	100%可	通常50年 最長75年

(注) ラオス外国投資奨励管理法（1994年）においては、投資ライセンスの期間に関する規定はないが、2001年首相政令第46号ラオス外国投資奨励管理法施行細則において、1988年ラオス外国投資奨励管理法と同様、合弁企業20年、100%外国企業15年と規定し、DDFIとの交渉により延長が認められた。

(出所) 筆者作成。

免除され、以後3年間7.5%の利潤税、それ以後は15%の利潤税が課される。第3地域は投資に便利な経済インフラストラクチャーが十分に保証できる山岳、高原、平野地域を指定し、2年間利潤税が免除され、以後2年間10%の利潤税、それ以後は20%の利潤税が課される(表8)。経済的に開発の遅れた地域に外国直接投資を呼び込みたい政府の方針が読みとれる。

第4に最低税に関する記述である。たとえ利潤が創出できなくとも、総売上高に対し1%の最低税(minimum tax)が賦課される制度である。同法の第18条第1項に「利潤税の減免期間中、最低税の免除を受ける」という新しい条文が加わった。外国企業から最も評判の悪い最低税に対し、利潤税の減免期間中の問題は回避されることになろう。

第5に、同法の第18条第3項に「機材、部品、直接生産設備、国内にないまたは不十分な原材料、輸出品として加工または組立てのために輸入される半製品に対する輸入関税および輸入税の免除政策を受ける」とあり、1994年法の1%の輸入税がゼロ%に引き下げられた。

最後に、外国投資奨励管理法(1994年)第26条では「申請書類提出後60日以内に投資許可決定の是非を通知する」ことになっているが、実際には、外国企業50社に対する聞き取り調査を行った Suzuki et al [2002] が報告しているように、投資許可ライセンスの交付に平均8カ月、大蔵省や商業観光省等における納税手続きや事業関連手続きにさらに2.7カ月を要していた。この批判を受けてラオス政府は改善を確約し、改正外国投資奨励法(2004年)

表8 外国直接投資誘致のための地域別奨励策

地域分類	地域のインフラ整備状況	利潤税免税期間	減税期間	減免期間後
第1地域	未整備な地域	7年 0%		10%
第2地域	部分的に整備された地域	5年 0%	3年 7.5%	15%
第3地域	十分に整備された地域	2年 0%	2年 10%	20%

(出所) 筆者作成。

第20条において「奨励プロジェクトは公用日15日間、条件付公開プロジェクトは公用日25日間、免許権に関するプロジェクトは公用日45日間」に規定上の期間短縮がなされた。

第3節 ラオス進出外国企業に対する投資環境聞き取り調査

ラオスで操業している外国企業50社に対する聞き取り調査のなかで、Suzuki et al [2002] はラオスの外国投資環境の問題点として14項目をあげ、「A」（大変深刻）、「B」（深刻）、「C」（あまり深刻でない）、「D」（全く深刻でない）の4段階による問題の深刻度を評価した（表9）。この結果を踏まえ、筆者は2004年にさらに在ラオス外国企業12社に対し聞き取り調査を行ったところ、各企業で直面する問題は個々の事情により温度差があるとはいえ、総じてラオスにおける投資環境の深刻な問題として、租税上の問題（Q9）と、輸出入手続きの煩雑度（Q11）、および突然の政令・通達発布（Q13）に集約されると思料するに至った。

1. 租税上の問題

外国企業が直面する最大の問題もしくは不満事項は租税上の問題であることに疑いをはさむ余地はないであろう。「A」（大変深刻）および「B」（深刻）と答えた企業は全体の7割近くを占める。隠れた税金といわれる手数料徴収や賄賂に対する不満を含めると、この比率はさらに高くなるに違いない。

外国企業が直面する最も深刻な租税上の問題点は、たとえ利潤が創出できなくとも、総売上高に対し1%の最低税（minimum tax）が賦課される税制度にある。租税当局は1%の最低税納税額と利潤税20%の納税額を比較し、納税額の大きい税額を外国企業に納税するよう命令する。この租税当局の行為は1999年に発布された財務大臣政令第1号第3条（Laos' Ministry of Finance

表9 外国企業50社の直面する操業上の問題点

問題点	実数					%				
	A	B	C	D	合計	A	B	C	D	合計
Q1. ラオスにおける資金調達 の困難度	17	4	6	9	36	47.2	11.1	16.7	25.0	100
Q2. 利益の本国送金の困難度	3	6	6	18	33	9.1	18.2	18.2	54.5	100
Q3. 国内マクロ経済状況のビ ジネスに及ぼす悪影響	21	6	2	6	35	60.0	17.1	5.7	17.1	100
Q4. 未熟練労働者のリクル ートの困難度	10	9	6	13	38	26.3	23.7	15.8	34.2	100
Q5. 熟練労働者のリクル ートの困難度	16	8	5	8	37	43.2	21.6	13.5	21.6	100
Q6. インフラ整備状況										
Q6-1 道路	15	11	6	5	37	40.5	29.7	16.2	13.5	100
Q6-2 電力	8	7	9	11	35	22.9	20	25.7	31.4	100
Q6-3 水道	7	5	10	17	39	17.9	12.8	25.6	43.6	100
Q6-4 通信	11	7	9	10	37	29.7	18.9	24.3	27.0	100
Q7. 法整備における困難度	19	11	7	3	40	47.5	27.5	17.5	7.5	100
Q8. 外貨入手困難度	5	4	7	16	32	15.6	12.5	21.9	50.0	100
Q9. 租税上の問題	25	3	4	10	42	59.5	7.1	9.5	23.8	100
Q10. 密輸品との競合	13	5	0	20	38	34.2	13.2	0.0	52.6	100
Q11. 輸出入手続きの煩雑度	16	5	5	13	39	41.0	12.8	12.8	33.3	100
Q12. 手数料徴収	10	5	11	12	38	26.3	13.2	28.9	31.6	100
Q13. 突然の政令・通達発布	20	8	2	8	38	52.6	21.1	5.3	21.1	100
Q14. 政策の一貫性欠如	24	5	5	5	39	61.5	12.8	12.8	12.8	100

(出所) Suzuki et al. [2002, 172-176]。

[1999]) に基づいて行使されているので違法性はない。しかし同時に1994年に制定された外国投資奨励管理法(1994年)第16条において定められた外国企業に対して賦与される利潤税20%の優遇策(国内企業35%)の意義を完全に喪失せしめることになる。外国企業を1社でも多く誘致したい国内・外国投資局(DDFI)と1ドルでも多く税金を徴収したい租税局との未調整が進出外国企業の不評と不信を買う結果となっている。

2004年10月22日、外国投資奨励管理法が再び改正され、「管理」という用語が抜け「外国投資奨励法」に名称を改めた。上の節で述べたとおり、同法の第18条第1項に「利潤税の減免期間中、最低税の免除を受ける」という新

しい条文が加わった。これにより、「利潤税の減免期間中」に関して言えば、最低税の問題は発生しなくなるであろう（第2節2. 参照）。

もうひとつの租税上の深刻な問題として重層的課税が行われている点を、鈴木・ケオラ [2002: 31-38] が指摘している。これによれば、たばこ製造業に対して1999年3月の税制改革により以下の通り5重の課税が行われている。まず、たばこ製造業者がたばこ葉を輸入する際に1%の輸入関税が賦課される（表10）。これは改正外国投資奨励管理法第17条における外国企業の輸入に対する優遇税制措置であるので、この税率は外国企業にとって大変ありがたいものである。第2段階として、1999年財務大臣政令第1号第6条により生産コストに50%の奢侈品課税が賦課されることになった。第3段階として、1998年10月30日財務大臣通達（Laos' Ministry of Finance [1998]）により20本入りたばこ1箱に600キープの特別物品税（アゴン・ソムサイ・パーム・ピースド：excise tax）が賦課される。現場では50カートン入りダンボール箱1箱ごとに30万キープ（=600キープ/箱×10箱×50カートン）が課税されている。

表10 たばこ製造業に対する重層的課税

	租税名称	税率・税額	根拠となる 法律・政令・通達
第1段階	たばこ葉の輸入に対する輸入関税	1%	1994年改正外国投資奨励管理法第17条
第2段階	生産コストに対する奢侈品課税	50%	1999年財務大臣政令第1号第6条
第3段階	たばこ1箱に特別物品税（アゴン・ソムサイ・パーム・ピースド）	600キープ/箱	1998年10月30日財務大臣通達
第4段階	たばこの卸販売に対する取引税（アゴン・トラキッド）	10%	1999年財務大臣政令第1号第2条
第5段階	法人税または最低税	①法人税：20% ②最低税：総売上の1%	①1994年改正外国投資奨励管理法第16条 ②1999年財務大臣政令第1号第3条

（出所）鈴木・ケオラ [2002] より筆者作成。

第4段階として、1999年財務大臣政令第1号第2条（Laos' Ministry of Finance [1999]）に基づいて、たばこの卸販売に10%の取引税（アゴン・トラキッド：turnover tax）が賦課される。最後の第5段階として、法人税20%または総売上の1%の最低税が賦課される。これはすでに上で述べたとおりである。このようにすべての段階で合法的に徴税されているが、外国企業の観点からすれば徴税基盤の脆弱なラオスでは外国企業を狙い撃ちした税制であると批判されることになる。

2. 輸入手続きの煩雑度

ラオスが経済発展の牽引車としての役割を外国直接投資に期待するのであれば、最も改善が望まれる分野はこの輸入手続きに関するものである。輸入代替企業や輸入業に従事する企業は輸入申請手続きの煩雑さを一様に指摘する。たとえば自動車を輸入する場合、表11に掲げる22種類の書類を提出することが義務づけられている。またヴィエンチャンからタイのノンカイへ木材を輸出するのに必要な経費を表12に示す。

輸入手続きの煩雑さは結果として輸入抑制作用を生むため外貨節約につながるが、この煩雑な手続きに一向に改善の兆しがみえないのは政府関係部課局に手数料収入をもたらすからである。さらに迅速処理化を希望する企業が自発的に賄賂を提供したり、あるいは賄賂を支払わない企業に対しては緩慢な業務で対応するという否定的な派生効果を生み出している。現在は先進国の仲間入りを果たしている開発途上国のほとんどで、政府職員の給与が低かった時代にはこうした副収入に依存してきた傾向がみられた。ラオスの政府職員の給与体系が現在大卒初任給で1カ月10USドル、局長クラスで30USドル程度である限り、輸入手続きを簡素化しワンストップサービスを実現するまでに到達するにはまだ時間がかかりそうである。外国企業を誘致し輸出促進をはかる経済発展戦略は現状では迅速な輸出を阻害することで副所得の創出をはかる政府職員との行動矛盾を引き起こしている。

表11 自動車輸入に必要な22種類の申請書類

-
1. 関係機関の申請書
 2. DDFIの申請書
 3. 輸送機器部品管理委員会の申請
 4. 商務課の輸出入許可書
 5. 商品の明細書
 6. 運輸局の技術許可書
 7. 企業登録書
 8. 税金登録書
 9. 投資許可書
 10. 工場設立書
 11. 経済分析書
 12. 商品または輸送機器の概要
 13. 関税保証書
 14. 銀行保証書
 15. 減税許可書
 16. 税関申告明細書
 17. 関税免除許可書
 18. 免税許可書
 19. 送金許可書
 20. 外貨局の証明書
 21. 運搬額申告書
 22. 商品の運搬書
-

(出所) Suzuki et al. [2002: 182]。

3. 突然の政令・通達発布

外国企業は進出意志決定を行う際、フィージビリティ・スタディー (FS) を実施するのが通常である。進出国の法整備状況はFSの基本事項のひとつであるので、国連や日本政府の支援を通じ、ラオス政府としても法整備の充実をはかるべく努力を傾注し、外国投資環境を整えてきたつもりであった。ところが、鈴木・ケオラ [2002: 31-38] によれば、外国企業が直面する困難な問題は単に制定された法律の種類ではなく、その法律の効力を喪失せしめる突然の政令・通達の発布であるという結果を得た。より具体的に言えば、外国企業は政令・通達の発布に対し、以下のごとくその影響の大きさを危惧

表12 ヴィエンチャン＝ノンカイ間輸出経費明細

	経費名称	備 考	キープ	パーツ
1	農林省森林局木製品検査料	1 件	20,000	103
2	農林省森林局手数料	150キープ×26m ³ (1 コンテナ)	3,900	20
3	農林省森林局書類審査料	1 件	1,500	8
4	商業省輸出認可検査料		4,000	8
5	農林省森林局トラック検査料		15,000	78
6	農林省森林局輸出許可検査料		20,000	103
7	原産地証明	1 件	48,000	248
8	税関トラック荷積検査料	1 件	20,000	103
9	税関封印手数料	6,000キープ×3台	18,000	93
10	警察荷積立会手数料		20,000	103
11	税関森林局証明書発行料	4,900キープ×3台	14,700	76
12	税関輸出書類検査料	1 件	5,000	26
13	友好橋警察トラック検査料	2,000キープ×3台	6,000	31
14	友好橋通行料	14,300キープ×3台	42,900	222
15	税関輸出手数料		60,000	310
16	友好橋税関トラック検査料		20,000	103
17	トラック運賃ヴィエンチャン＝ノンカイ	2,500パーツ×3台 =7,500	14,512,500	75,000
18	残業代	4,000キープ×3台	2,322,000	12,000
19	合 計		17,153,500	88,635

(注) 1999年1月現在。1パーツ=193.5キープ。

(出所) Suzuki et al. [2002: 189]。

している。

- (1) 政令・通達の発布が突然に行われること、
- (2) 政府からの何らの打診もなく実施されること、
- (3) 政令・通達が企業にどのような影響を及ぼしうるか政府が十分な検討をしないまま発布されることが多いこと、
- (4) 政令は法律よりも時間的に後から発布されるため政令・通達の法的効力が強いこと、
- (5) 外国企業は進出前にラオスの法律を調査してくるが、進出後に発布される政令・通達に翻弄されることになること、
- (6) 既存の法律の有名無実化を助長すること。

これに対する改善策としては、(1)政令発布以前に公聴会を開き企業側の意見を聞く、(2)企業を集めて説明会を開く、(3)政令により悪影響が明らかな場合は内容を改善もしくは中止する、(4)誰もが現在発布されている政令をみることができるように、各省庁・県等の政令・通達をまとめた政府刊行物（ガゼット）をラオス語と英語で発行する、といった改善のための措置が考えられる。

4. 優遇措置の再考

ラオスの場合、優遇措置の種類が少ない上、その取得のためにほとんどが個別交渉を必要とすることが他の ASEAN 諸国の優遇措置との大きな違いとしてあげられると言っても過言ではなかろう。もし、個々の交渉に数カ月かかるとしたら、それがラオスにおける直接投資のコストを押し上げ、結果的に投資先としての魅力が失われる恐れがある。外国投資を誘致し、経済発展に有効利用したいのなら、外国投資に関する制度、とりわけ優遇措置の賦与投資条件を明白かつ詳細に定め、できるだけラオスでの直接投資が円滑に行えるようにすることは避けては通れない道であろう。

ラオスが外資プロジェクトに用意している優遇措置は他の ASEAN 諸国に比べきめ細かさが欠けている上、個別交渉を個々の優遇措置の受容条件にしていることで事実上「覚書」(memorandum of understanding: MOU) が作成される大規模投資プロジェクトしか優遇措置の適用を受けていないのが実情である。優遇措置が受けられるプロジェクトの基準を明確化していくことが必要である（鈴木・ケオラ [2005: 1-14]）。

第4節 撤退理由に関する考察

1. 撤退の定義

撤退は、一般に経営学の外国語文献や英字新聞のなかで“divestment”“disinvestment”“divestiture”などの用語が当てられている。投資（investment）があるなら資本の撤収（disinvestments）もあるのは当然であるというのが“disinvestment”の持つ非政治的意味である。“divestiture”には企業を超越する強い力すなわち国家権力が企業の資本を収用するという「非自発的な撤退」の意味を含む。“divestment”という用語には、これまで「支配」（control）し能動的な（active）関与を行ってきた子会社に対し、その「支配」と「能動的関与」の割合を引き下げることが含意されると亀井 [1984: 1-56] は説明する。ところが「支配」と「能動的関与」の割合を引き下げの場合、自発的に行われるのかあるいは非自発的に行われるのかにより“divestment”の見解が2つに分かれる。企業サイドの自発的意志により「支配」と「能動的関与」を引き下げの場合のみを“divestment”と定義する研究には Tornedon [1975: 5] や Boddewyn [1979: 112-130] がある。一方、進出先の国家権力により国有化、収用、没収などの非自発的な撤退を強いられるケースをも“divestment”のなかに一括し定義する研究には Grunberg [1981: 4], Boddewyn and Torneden [1973], Chopra et al [1978: 11] などがある。本章では、撤退を「外国事業活動の所有占有権を、自発的・非自発的な理由に関わらず、清算、売却、譲渡、休眠、国有化、収用によって放棄させる行為」と定義づけるが、全面的な撤退をのみ研究対象とし、占有率の部分的な引下げを撤退の形態のなかに含めないこととする。

2. 国内・外国投資局（DDFI）による投資案件評価と撤退分析

国内・外国投資局（DDFI）のなかに「投資モニタリング課」が設置され、その業務のひとつとしてすべての外国直接投資案件に対し評価を下している。DDFIの評価は、「A：正常に操業しているプロジェクト」、「A1：操業しているが定期的に報告していないプロジェクト」、「A2：操業しているがほとんど報告のないプロジェクト」、「A3：操業しているが当局やパートナーとの間で多少のもめ事があるプロジェクト」、「B：操業しているが収益のあがらないプロジェクト」、「B1：無視できない問題のあるプロジェクト」、「B2：フォローできないプロジェクト」、「C：取りやめたプロジェクト」の8段階に分かれている。当然のことながらDDFIの投資案件に対する評価は、あくまでも各時点における暫定的な評価にすぎないことに留意する必要がある。たとえば1996年にA1として高い評価を受けた案件が通貨危機の影響を受け2年後に撤退すれば、1998年における同一プロジェクトの評価はCとなる。逆に、操業後の初期数年間は利潤をなかなか計上できないのが通常である。この場合、赤字を計上していたプロジェクトが黒字に転換すれば、BからA1へ評価がランクアップすることになる¹⁾。外国企業を誘致することに成功するのは容易なことではないが、数少ないスタッフで常に外国企業の動向を監視し管理することもまた容易な職務ではない。したがってすべての案件に常に目を配ることは不可能に近い作業であることは想像に余りある。

とはいえ、DDFIから投資許可ライセンスが交付された計1266件の投資案件について1件ごとにデータを追跡していくと、たとえば「無視できない問題のあるプロジェクト」としてB1に判定されたプロジェクトと「フォローできないプロジェクト」としてB2の判定を受けたプロジェクトとの判定理由に明確さを欠くものがみられた。このため、筆者は、DDFIの8段階評価のうち、AおよびA1、A2、A3に判定されたプロジェクトは操業を継続しているという大きな性質を包含しているので、これらを「優良プロジェクト」

(excellent: EX) としてひとつに取りまとめる。また B および B1, B2 は収益があがらず撤退の危険性をはらんだ要注意プロジェクトと再定義できるので、「不良プロジェクト」(poor performance: PP) として一括する。さらに「C: 取りやめたプロジェクト」のなかには、投資許可ライセンスを受領したにもかかわらず、未進出であったプロジェクトと、ラオスに進出した後に撤退したプロジェクトというのが性質が混在している。これらは性格が明らかに異なるため、「未進出プロジェクト」(not invested: NI) と「撤退プロジェクト」(divestment: DV) に明確に分けておくべきものである。

再定義による集計の結果を表13に示す。1266件の案件のうち76.8%が優良プロジェクト (EX) として集計された。不良プロジェクト (PP) は13.8%を占めた。すなわちラオスに進出したおよそ8割弱の外国直接投資は優良案件として、また1割強のプロジェクトが不良案件として判断が下されてよいであろう。未進出プロジェクト (NI) はわずか1.3%にすぎず、この値は外資関係者の予想よりもかなり低位な結果であった。撤退プロジェクトは全体の8.1%を占めた。日本の中小企業の海外撤退比率を29%と推計した花田[1986]の調査結果²⁾と比べると、ラオスからの外国企業の撤退比率はそのおよそ4分の1にすぎず、むしろ低いという印象を持つことができる。

業種分野別撤退比率(業種分野別撤退件数をその分野の進出件数で除した比率)をみると、鉱業部門が17.9% (= [鉱業分野撤退件数14件/鉱業分野総投資件数78件] × 100) と最も高い(表14)。外国銀行分野では過去12行が進出してきたが、このうち2行が撤退したので銀行の業種分野別撤退比率は16.7%とな

表13 再定義による外国直接投資の評価

(単位: US ドル)

評価	件数	件数(%)	資本額合計	資本額(%)	平均資本額
優良プロジェクト(EX)	972	76.8	9,199,305,142	70.5	9,464,306
不良プロジェクト(PP)	175	13.8	3,702,671,756	28.4	21,158,124
未進出プロジェクト(NI)	16	1.3	3,041,285	0.0	190,080
撤退プロジェクト(DV)	103	8.1	137,651,083	1.1	1,336,418
合計	1,266	100.0	13,042,669,266	100.0	32,148,929

(出所) DDFI 内部資料より筆者作成。

表14 撤退プロジェクトの部門別比較——撤退プロジェクト比率——

(単位：USドル)

部門	全件数	DV件数	件数(%)	全資本金合計	DV資本金合計	資本金(%)
鉱業	78	14	17.9	205,897,636	65,957,764	32.0
銀行	12	2	16.7	91,800,000	10,000,000	10.9
縫製	93	15	16.1	83,018,398	6,402,767	7.7
通信	19	2	10.5	678,804,647	1,600,000	0.2
コンサルタント	59	6	10.2	9,761,572	162,250	1.7
貿易	168	14	8.3	96,418,494	2,448,602	2.5
農業	149	12	8.1	232,181,542	5,491,000	2.4
工業・ハンディクラフト	251	18	7.2	326,083,837	1,720,000	0.5
建設	56	4	7.1	114,254,837	2,580,000	2.3
ホテル	95	5	5.3	563,174,232	50,000	0.0
サービス	205	10	4.9	154,535,903	40,901,200	26.5
木材	59	1	1.7	180,738,168	337,500	0.2
エネルギー	22	0	0.0	10,306,000,000	0	0.0
合計	1,266	103	8.1	13,042,669,266	13,042,670,635	0.8

(注) 計算方法 17.9% = 鉱業 DV14件 / 鉱業総投資件数78件 × 100。

(出所) DDFI 内部資料より筆者作成。

った。縫製分野もまた16.1%と高い比率となっている。エネルギー分野の進出はこれまでに22件があるが、現在まで撤退は1件もでていない。

国別撤退比率を表15に示す。上位3カ国のリビア、デンマークおよびニュージーランドは大変高い撤退比率を示しているが、投資件数および投資額からみて特に留意する必要のある国ではない。タイは380件の投資件数のうち46件(12.1%)が撤退している。アメリカは70件の投資件数のうち10件(14.3%)が撤退している⁽³⁾。中国の2.2%(進出186件に対し撤退4件)を除けば、ラオスにとって相対的に重要な投資国の撤退比率は5~15%程度であると言ってよい。

ラオスから撤退した外国企業に対する撤退理由を表16に示す。「経営不振」および「パートナーとの対立」そして「強制的撤退」の上位3位の理由だけで全体の83%を占めている。特に103件の撤退件数のうち63%が経営不振を理由に挙げている。輸入代替型の外国直接投資は内需が矮小なため販売不

表15 国別撤退比率上位20カ国

(単位：USドル)

順位	国 籍	投資 件数	撤退 件数	国別撤退 比率(%)	資本額合計	撤退資本額合計	撤退 資本(%)
1	リビア	1	1	100.0	0	0	0.0
2	デンマーク	7	3	42.9	438,083	167,000	38.1
3	ニュージーランド	5	2	40.0	43,593,500	1,178,500	2.7
4	ロシア	21	5	23.8	21,343,630	520,000	2.4
5	イギリス	30	6	20.0	47,421,060	20,867,500	44.0
6	インド	5	1	20.0	1,234,600	280,000	22.7
7	スウェーデン	12	2	16.7	16,014,875	10,250	0.1
8	アメリカ	70	10	14.3	2,325,097,707	66,056,400	2.8
9	オランダ	7	1	14.3	157,120,000	500,000	0.3
10	オーストラリア	66	9	13.6	1,447,889,246	12,110,200	0.8
11	イタリア	8	1	12.5	1,388,611,880	0	0.0
12	タイ	380	46	12.1	7,233,422,772	16,053,767	0.2
13	スイス	10	1	10.0	35,690,000	750,000	2.1
14	シンガポール	42	4	9.5	60,635,177	0	0.0
15	カナダ	21	2	9.5	22,828,621	880,000	3.9
16	ヴェトナム	57	3	5.3	67,686,278	963,602	1.4
17	日本	43	2	4.7	24,640,446	480,000	1.9
18	フランス	124	5	4.0	1,904,266,663	16,978,000	0.9
19	マレーシア	42	1	2.4	695,293,790	10,000,000	1.4
20	台湾	44	1	2.3	69,858,350	0	0.0
	合計	1,340	111	8.3	16,841,569,523	150,139,719	0.9

(注) 合併は重複計算されている。

(出所) DDFI 内部資料より筆者作成。

表16 主要な撤退理由

	理由	企業数	%
1	経営不振	65	63.1
2	パートナーとの対立	11	10.7
3	強制的撤退	10	9.7
4	契約違反	5	4.9
5	国有企業への転換	3	2.9
6	契約期間終了	3	2.9
7	原材料の未確保	2	1.9
8	投資家の問題	1	1.0
9	不明	3	2.9
	合計	103	100.0

(出所) DDFI 内部資料より筆者作成。

振と密輸品との競合により経営を軌道に乗せることが難しい。またラオスでは市場経済が十分に浸透していないので、資本家や経営者の絶対数がもともと限られたなかでパートナーを選定するため、法の未整備と絡んでパートナーとのトラブルは意外に多い(10.7%)。第3位は「政府命令による強制的撤退」⁽⁴⁾(9.7%)であった。撤退は自発的撤退と非自発的撤退に分別されることは上記で示した通りである。改正外国投資奨励法(2004年)第4条「外国投資保護」のなかに「ラオスにおける外国投資家の財産および投資したものは、ラオスの法律により、国有化されないことを含め、徴用や没収されることなく保護される。ただし、公共利用の必要がある場合を除くが、法律の規定に基づき補償金を受け取ることができる」と規定されている。ラオスの場合、非自発的撤退に追い込まれたケースは投資家の側に悪質な問題がある場合がほとんどであるが、強制的撤退は社会主義国家による強権政治という負のイメージを外国投資家に与えていることも事実であり、政府に慎重な対応が求められよう。

3. 撤退企業事例研究

ラオスから撤退した企業に対する聞き取り調査を実施したが、このうち以下の3社の事例を報告する。第1の事例はラオス政府により自発的撤退に追い込まれたケースであり、外国企業がより公正に扱われるようラオスの投資環境に改善が求められる。第2と第3の2事例はラオスの国外で発生した要因により撤退したケースである。ラオスの投資環境に直接的な問題がなくとも企業の撤退は起こりうることを認識したい。第2事例はアジア通貨危機の発生により、投資家の資金繰りが悪化し、事業遂行が困難に陥り、撤退に追い込まれたケースである。本章ではこのケースを、表16「主な撤退理由」の「経営不振」のなかに分類したが、一投資家の経営努力を超えた通貨危機のような外生的要因を「経営不振」に分類することに多少なりとも違和感を覚えざるをえない。DDFIによる聴取された撤退理由の分類に再検討が必要で

ある。第3事例は、親会社のアジア戦略が変更したために撤退したケースである。この会社の投資直後の業績は順調に伸びていったが、内需が矮小なところに同業他社の進出が続き、競争が激化していき、赤字経営に陥った。銀行に対する法文化されていない規制や突然の通達が発布されることが多く、予見可能性の低い投資環境であることに加え、事業規模の小さなラオス市場に敢えてとどまるメリットが大きくないと判断した親会社は撤退を決意した。

(1) レストラン・ゲストハウス業——自発的撤退に追い込まれた事例——

Sport Garden & Resort 社が100%タイ資本（資本金40万 US ドル）で、ヴィエンチャン市内にスポーツ施設を備えたレストランとゲストハウスの投資ライセンスの申請をしたところ、1994年6月に DDFI より投資許可ライセンスが交付された。しかし同社の投資申請書類にはスポーツ施設とレストランとゲストハウスの3事業を唱っていたが、スポーツ施設の土地を確保することができないまま、レストランとゲストハウスの建設が1996年に完了した。

同社はレストランとゲストハウスの営業を開始したが、DDFI より投資申請書に記載された事業のうちその一部分のみを行うのは契約違反であるとの注意を操業2年後よりたびたび受けるようになった。同社は DDFI との協議を重ねた結果、3事業の投資ライセンスをひとまず返却し、スポーツ施設運営事業を除いたレストランとゲストハウスの2事業にしぼったライセンスの再申請を行うようにという指導に従った。

ところが、DDFI から新しいライセンスの交付は結局のところなされなかった。土地賃貸期間を8年残しているものの、年間10万バーツの土地税を工面することが困難となったため従業員60人全員を解雇し、設備などを売却したうえで、2003年11月撤退に至った。撤退までの2年間に首相府などに公正な対処をするように嘆願したが、まったく進展はみられなかった。

Sport Garden & Resort 社の VT 社長はラオスへ進出する以前に撤退するケースを全く想定していなかった。またラオスの投資環境に関する FS も不十分であったと悔いる。

Sport Garden & Resort 社に関する DDFI に対する聴取を行ったところ、同社はレストランにおいて深夜まで大音響で音楽を演奏するため、近隣住民との騒音問題で頻繁にもめていたことや、風紀にふさわしくない悪質な行為がみられたため、VT 社長は警察に逮捕されたこともあった。DDFI としても営業停止を検討していた。当局の強権発動により投資ライセンスを剥奪する方法をとれば外国投資家にラオス投資環境に対するマイナスのイメージを与えるのは必至であり、投資家による自発的撤退が望ましいという判断が働いたと関係者は語る。その結果、同社が自発的にライセンスを一旦返還するかたちにしておき、DDFI は再交付をしないまま撤退に持ち込むという政治的な対応がとられた。

外国投資家の観点からすると DDFI の行為は納得のいかないものである。まず第1に、外国投資家は3事業のライセンスを返却し、2事業で再申請すればライセンスを交付されるという DDFI の指導に従ったという判然とした事実が存在する。外国投資家は DDFI を信頼した結果、その指導に従ったわけであるから、こうした行為は明らかに外国投資家による DDFI の不信を高める結果となるのは当然である。

第2に、外国投資家にとってライセンスが再交付されない理由が明確に説明されていない。DDFI は書類に不備があるのか、投資不許可分野なのか、明確な回答を行う必要がある。

第3に、外国投資家の営業している内容がラオスの現状では到底許しがたい「風紀を乱す不適切」なビジネスであるならば、当局は外国投資家との間で話し合いを積み重ね、あくまでも法規・法律に基づく対応で業務内容の改善を求めるべきである。その方が他の外国投資家からみた投資環境の公平性や透明性が深まるであろう。

(2) 観光産業撤退事例——外的要因に惹起された撤退——

タイのドゥーシット・タニ・ホテルの元経営者で、カムタイ大統領やチャチャイ元タイ首相とも懇意な関係にあるタイ人の SP 氏は、1994年7月

に DDFI より Lao Holding Co., Ltd. 社の設立を認可された。このときの登録資本額は 2 億 6340 万 US ドルで、このうちタイ側が 70% に当たる 1 億 8438 万 US ドルを、ラオス政府が残りの 30% (7902 万 US ドル) を土地で提供する合弁事業の形態をとった。SP 氏はこの持株会社から土地を借り、投資家を募り、ラオス南部のチャンパーサック県にホテルやカジノを建設する計画であった⁵⁾。折しも 1997 年 7 月にタイで通貨危機が発生し、投資に参加する投資家も皆無となり、タイの銀行からの借入れも思うように進まず、資金調達面の問題が惹起した。やむなくプロジェクトは中止に追い込まれた。従業員として雇用していたタイ人 8 人に対しては、タイで再就職を斡旋したため失業問題へは波及しなかった。

このプロジェクトは 2 億 6340 万 US ドルを投下したものの、不幸にも通貨危機が発生し、必要な追加資金の手当ができず清算による撤退に追い込まれた。この撤退事例は通貨危機のような外的要因が事業の撤退を惹起するケースがあることを政府当局が認識しておく必要があることを示している。

(3) タイ農民銀行撤退事例——親会社の政策変更——

Thai Farmers Bank のヴィエンチャン支店は、100% タイ資本、資本金 500 万 US ドルで 1993 年に設立された。ラオスでは 1988 年に「外国投資奨励管理法」が制定され、チャチャイ首相の「インドシナを戦場から市場へ」のローガンのとおり、ラオスはタイ・パーツ圏に一層組み込まれていくにつれ、同行はタイ企業の進出に伴い資金需要が大幅に増大するものと予測し、タイの銀行としてラオスへの進出を果たした。この予想は的中し、大口の顧客である縫製業 5 社だけでおよそ 500 万 US ドルの信用供与を行った。またシンジケートローンで Nam Theun II プロジェクトにも信用供与し、このプロジェクトの金融顧問となるなど外国銀行として中核的な存在感を示してきた。

ところが、人口 550 万人あまりのラオスに進出してきた外国銀行は計 12 行にのぼった。ラオスにおける最初の外資系銀行の支店はタイの Siam Commercial Bank であるが、同行の進出は 1992 年 12 月のことである。1993 年に

は4行の新たな外資系銀行（Thai Military Bank, Thai Farmers Bank, Krungthai Bank, Bangkok Bank）の支店が開行し、さらに1994年には1行（Ayoudya Bank）が続いた。合弁銀行（Vientiane Commercial Bank）も1993年に設立され、その資本のうち25%はラオスの個人投資家により、75%は外国人投資家により出資された。1994年末現在で8行の国有商業銀行と2行の合弁銀行とタイの銀行の6支店が営業していた（鈴木 [2003: 293-323]）。このようにラオスではタイの銀行支店だけで6行がしのぎを削る環境下において、得意先の繊維産業へ融資する際に利子率と手数料の値下げ競争が次第に激化し、Kasikorn Bank（Thai Farmers Bankより名称変更）の経営は悪化していった⁶⁾。Kasikorn Bankのバンコク本店は、不採算支店の整理統合に乗り出しており、アジア地域では中国以外の支店は撤退（すでにカンボジア支店も撤退済み）の方針を打ち出した。同行はVientiane Commercial BankとJoint Development Bankとのあいだで信用状の開設と為替業務を委託する方針に変更した。2行はKasikorn Bankに多額の預金をしており相互の信頼関係は深いものがある。さらにラオスがASEANに加盟したことによりヴィエンチャンに支店を置く意味は希薄化した。ラオスとタイの間で査証免除協定が成立し、両国間でビザなしでの往来が自由化されたからである。ラオスの自家用車はウドンタニまでの乗入れが自由化されたため、Kasikorn Bankがヴィエンチャンから支店を引き払っても対岸のノンカイの支店において、ラオスへ進出しているタイ企業は預貯金や借入が可能となり、ヴィエンチャンに支店を置く必要性が大幅に低下した。

撤退直前にラオス人スタッフ11人、タイ人スタッフ3人が勤務していたが、従業員には1カ月分の退職金を支払い段階的に解雇していった。8人については再就職先を斡旋できた。

2002年5月にDDFIに撤退を申請し、2003年6月に撤退の手続きがすべて完了した。撤退の手続きが完了するまでに11カ月を要したことになる。土地と建物の賃貸契約が50年で結ばれていたため、撤退を起ころうる事象であるとの認識は投資前に欠如していた。

総括すれば、銀行に対する法文化されていない規制や突然の通達が発布されることが多く、予見可能性の低い投資環境であったことに加え、ラオスにおける銀行部門に対する外国投資はバンドワゴン現象が発生し、外国銀行の進出ラッシュを引き起こした。さらに ASEAN が拡大したことにより、ノンカイの支店がヴィエンチャン市場をカバーするという親会社の方針の転換が図られたことが撤退の要因である。

第5節 ラオス投資環境の優位性と劣位性 ——地域補完型労働集約的部品産業の誘致——

NIEs や ASEAN 原加盟国が外資導入により経済をブーストさせてきた戦略を、初期条件の異なるラオスのような内陸の人口希薄国には当てはめることはできない。しかしラオスにおいても労働集約的な部品産業の誘致により部分的な工業化が可能である。

1. ラオス投資環境の「劣位性」

資本稀少国のラオスが経済発展を推し進める上で、外国直接投資を誘致する戦略は極めて合理的な選択肢のひとつであると考えられる。しかしながら筆者らの聞き取り調査（第3節）が示す通り、輸入代替型の外国直接投資が進出を果たしたとしても、ラオス国内におけるこのタイプの外国企業の経営状況は決して楽なものではなく、経営不振による撤退に追い込まれるケースが少なくない。外国直接投資を誘致し発展に導くためには、「ラオス投資環境に特有な劣位性」を克服できるタイプの外国直接投資が必要であり、かつラオス投資環境に特有な「優位性」を享受できるタイプの外国直接投資でなければならない⁽⁷⁾。まずはラオス投資環境の劣位性について以下にみていきたい。

劣位性 [1] ——陸封的地形——

ラオスは外洋に面せず港をもたないため、タイのクロントイ港もしくはラムチャバン港かヴェトナムのダナン港を利用して貿易を行うので、ラオスからの輸出入コストは外洋に面した国に比べて割高となる。伝統的な輸出促進政策の実施も効果が割り引かれる。

劣位性 [2] ——国境貿易・密輸品との競合——

ラオスは、北は中国、東にヴェトナム、西にミャンマー、そして南はタイとカンボジアに国境を接する。このため古来より国境貿易が盛んに行われてきた。換言すれば長い国境線を有するラオスでは物理的にも財政的にも警察や税関の取締まりに限定的な効果しか期待できない。「ヴェトナム HONDA」が現地生産したバイクは、ヴェトナム市場に密輸された「タイ HONDA」製のバイクと競合するといった皮肉な現実にはラオスの外国企業も同様に直面している。現地進出した外国企業が乗り越えるべき重要な課題のひとつである (Suzuki and Keola [2005])。

劣位性 [3] ——隣国との外資誘致競争——

上記劣位性 [2] に述べたようにラオスは5つの国に囲まれている。ラオスに投資を考えている企業ならば、同時にこれら5つの隣国への投資についても比較し検討しているはずである。これら5つの国はすべてラオスよりも大きな人口を有しているばかりか平均的な教育水準もカンボジアを除けばラオスよりも相対的に高い。さらに外洋に面している点は投資環境上ラオスの保有していない優越点である。その他、電気料金、事務所レンタル料などの諸費用を比較した投資環境としての総合評価は、これら隣国5カ国がラオスよりも相対的に優れており (鈴木・ケオラ [2005: 1-14])、投資先として競合国であることに間違いはない。

劣位性 [4] ——少人口・内需矮小・低所得——

ラオスは人口がわずか550万人程度しか存在しないため内需が非常に矮小であるから、製品の特徴にもよるが輸入代替企業は規模の経済を獲得できにくい。1人当たりGDPが年300USドルあまりの低所得水準では国民の購買力にも限界がある。

劣位性 [5] ——貿易赤字と外貨準備、為替レートの変動——

輸入代替型の外国直接投資が誘致されると完成品の輸入が減少するので外貨の節約になる。しかし輸入代替を進めるためには、機械などの資本財や原材料・部品などの中間財を輸入に依存しなければならないため、この分の貿易収支が悪化する。かくて完成品の輸入が削減されたことによる外貨の節約分と輸入代替に必要な資本財・中間財の輸入分を比較し、後者の輸入が少なければ輸入代替は外貨節約面から正当化されることになる。後者は現地生産を行うので雇用創出効果がより高く、利潤税や所得税による増収効果も期待されるうえ、物流などの派生需要が生まれることも外国直接投資のプラス効果として認識されよう。しかしながらラオスの輸入額は輸出額のおよそ2倍の水準にあるため、外国企業は機械や部品、原材料の輸入に際して常に外貨準備高に留意しなくてはならない。同時に貿易赤字は自国通貨の下落を誘引する傾向があるため企業の輸入コストを高める。

外貨事情の悪化を理由に、ラオス政府からオートバイ組立外国企業2社が部品輸入の差止め(鈴木[1999: 35-91])を受けた事例について少し触れておきたい。1991年5月に設立されたA社(日本・タイ・ラオス合弁)はスズキのオートバイを、1991年11月に設立されたB社(タイ・ラオス合弁)はホンダのオートバイを、ヴィエンチャンに工場をそれぞれ設立し組み立てている。これらの組立工場の設立はラオスの歴史上初の試みであり、今後製造業を育成し、工業化を達成したいと切望するラオス政府から大いに期待されたスタートを切ったものである。しかしながら、これらのオートバイ組立工場はタイから部品を輸入して組み立てるだけで完全輸入代替型の企業であり、部品

表17 A社の操業停止期間

回数	停止年月日	期間	備考
第1回目	1994年12月	約1カ月間	1997年7月 通貨危機
第2回目	1995年11～12月	約2カ月間	
第3回目	1996年11月～97年2月	約4カ月間	
第4回目	1997年8月～98年2月4日	約6カ月間	

(出所) 鈴木 [1999: 68]。

輸入に貴重な外貨が使用されているため、ラオス政府はA社とB社に部品の輸入禁止措置をとった。

A社の場合部品輸入禁止のため操業ができなかった期間を表17に示す。これをみればわかるように操業停止期間が次第に長期化している。特に通貨危機の発生した1997年には合計7カ月もの間操業ができなかったという深刻な事態が発生している。A社はこの間従業員に対して給与の7割を支給し自宅待機させていた。一方B社が輸入禁止措置により操業停止に陥ったのは1997年10月～12月の一度だけである(表18)。

ラオスの対USドル為替レートが1990年の1USドル=720キープから2005年2月現在で約1USドル=1万500キープへと14.6倍に下落した背景はラオスの外貨準備が十分に蓄積されていないからである。したがって、輸出を伴わない輸入代替型の外国直接投資は部品輸入の差止めを受ける可能性がある。

劣位性 [6] —— AFTA-CEPTのもとでの関税収入の減少と税制度——

ASEAN原加盟国はこれまで高関税を賦課した伝統的な保護主義政策を実施し、外国企業を誘致してきたが、新しい経済統合の枠組みのなかではもは

表18 B社の操業停止期間

回数	停止年月日	期間
第1回目	1997年10月～12月	3カ月

(出所) 鈴木 [1999: 68]。

やこの政策は採用できない。ラオスは1997年に東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟を果たし、AFTAの枠組みのなかで「共通実効特惠関税スキーム」(Common Effective Preferential Tariff: CEPT)を段階的に実施している。ラオスはミャンマーと共に2008年までに「一般除外品目」(General Exclusion List: GEL)と「センシティブ品目」(Sensitive List: SL)を除くすべての品目の輸入関税を0～5%へ引き下げ、さらに2012年までに0%へと完全撤廃する計画である。もはや高関税を賦課した国内産業の保護や輸入代替産業の育成はさらに困難となる状況になっている。その一方で、機械や原材料や部品の輸入は関税引下げにより有利となるが、ラオス政府がCEPTの実施による関税収入の減少分を取引税(turnover tax)と物品税(excise tax)により補填しているため、輸入代替により国内生産された製品に対してもこれらの国内税が容赦なく賦課される。このため製品価格の20%程度の税金が最終的に消費者に転嫁されることになっている。すなわち国内税の導入が輸入代替を含む国内産業の発展を結果的に阻害している(鈴木[2000: 60-64])。

2. ラオス投資環境の「優位性」

ラオスへ進出しても、上記の5つの不利な条件を制約条件とせず乗り越えることのできる外国直接投資のタイプのひとつは、タイに進出している日系部品産業群の誘致である。1960年頃から日系企業がタイに進出し始め、現在ではその数はおよそ7000社に達するまでに増大した。完成品の生産や組立企業の現地進出は下請け部品産業の現地進出を促すため、タイではこの集積のメカニズムの循環を通じて技術的に高度な部品産業とそれを支える現地の人材が育成されてきた(日本貿易振興機構[2004])。ポーター[1992: 106]の言葉を借りて言えば「国の競争優位」を形成する第3の要素(関連・支援産業の広がりや成熟度、集積)⁽⁸⁾がタイで成熟してきたことを認識しておく必要がある。

経済の発展につれてタイでは中間所得層の割合が増大しているが、これは

賃金の上昇によってもたらされたものであることに間違いない。世界に通用する高品質と高いコスト競争力を誇る日系企業ではあるが、人件費等の生産コストの高騰により在タイ日系企業はコストの削減に迅速に取り組まざるをえない状況に直面している。カメラや携帯電話、VTRなどのハイテク商品は数多くの軽量部品から組み立てられているが、その生産工程は必ずしも資本集約的に生産されているわけではない。むしろ部品のいくつかは労働集約的な生産方法が選好されている。かつてタイは低廉労働で外国直接投資を誘引してきたが、いまやコスト削減は中国との価格競争に勝つために避けて通れない道である。タイで比較優位を失いつつある労働集約的な部品の生産部分を隣国ラオスへシフトさせることができれば、部品生産が補完されタイの部品産業の価格競争力が再びよみがえるであろう（鈴木 [2004: 25-26]）。

ラオスへ進出を意図する部品産業はタイで工場を設立し操業してきたいわば老舗である。AFTAの枠組みのなかでどの部品をどの国・地域で製造するかを決定するのは、あくまでも戦略本部の立地するタイ工場である。タイ工場を全面的に閉鎖し、ラオスへ逃避するというゼロ・サム・ゲームではなく、現在生産している部品のなかで労働集約的な部品の生産だけをラオスへシフトさせ、できた部品をタイ工場へ送り返す。輸入した部品を加工したうえで輸出するのでラオスの外貨準備の蓄積に貢献する（上記劣位性 [5]、貿易赤字と外貨準備、為替レートの変動の克服）。この過程においてAFTA—CEPTによる関税引下げの恩恵をうけることができる（上記劣位性 [6]、AFTA—CEPTのもとでの関税収入の減少と税制度の克服）。たとえば携帯電話のバイプレーターや家電用マイクロチップ、デジタルカメラのフラッシュに使うトリガーコイルやワイヤー・ハーネスなどの自動車部品など、ハイテク製品を構成する労働集約的な部品をラオスで製造し、タイ工場での部品と合体する。タイ工場はこれらの部品を(1)タイに立地するSONYや東芝や日立、ノキアなどへ、(2)自動車部品であれば同じくタイのトヨタ、ホンダ、日野、いすずなどへ、あるいは(3)外国の自社工場等へ輸出する。このようにラオスで生産された部品はタイへ輸出されるのでラオスに密輸された部品と競合すること

はない（上記劣位性 [2]， 国境貿易・密輸品との競合の克服）。このように販路が確定しているためラオス工場ではまとまったロットが受注でき規模の経済が働く（上記劣位性 [4]， 少人口・内需矮小・低所得国の克服）。タイ工場があくまでも核としての機能を持ち， ラオス工場から搬入された部品をタイ工場ですらに他の部品と組み合わせたりしつつ， 発注元の親会社に納入する。したがってラオス工場はタイから第三国へ輸出することを考える必要がなく， タイ工場へ納入すればそれで任務が完了する。部品を購入し完成品を製造したタイ日系企業がタイ国内ならびに周辺国， 日本， 欧米に輸出する。在ラオス日系企業は製造した部品の輸出市場を自ら開拓する必要はないのである（上記劣位性 [1]， 陸封的地形の克服）。

タイとラオスという地域補完型で補強できる部品産業の集積の可能性がみえてきたところで， 以下に「ラオス投資環境の優位性」の観点から以下の優位性につき議論を深化させたい。

優位性 [1] ——低廉労働——

タイの最低賃金は2005年8月1日より今年2度目の改訂が行われ， バンコク地域で181バーツ/日， ブリナム地域等では144バーツ/日に引き上げられたが， 筆者の在ラオス日系企業に対する聞き取り調査によればラオスでは給与に諸手当を含んでもわずか50バーツ/日にすぎない。ラオスの平均賃金水準はタイの3分の1程度であり， ラオスは労働集約的な部品産業の立地に適している（Suzuki and Keola [2005]）。ただし人口希薄なラオスへ外国企業が短期間に進出してきた場合， 賃金の高騰が起きるのではないかと懸念される（大野・鈴木 [2000: 3-21]）。

優位性 [2] ——技術移転——

ラオスにおける外国企業の成否はラオス人労働者への技術移転にかかっている。タイの日系企業はすでにタイ人トレーナーの養成に成功しており， こうした日系企業等をタイから誘致すれば， タイ人トレーナーがラオス語と語

源を同じくするタイ語を使用するので意思の疎通に問題はなくコミュニケーションが容易化され、技術の移転が迅速化される（Suzuki and Keola [2005]）。さらにラオス・タイ政府間において二国間査証免除協定が締結（2004年12月2日）されたのでタイ人投資家やトレーナーは入国査証なしに頻繁に往来できる。

反面、ラオス人のタイ人に対する錯綜した感情が技術移転の過程において精神的軋轢を生み出しかねないことに十分な注意を払う必要がある。とはいえ、進出の初期段階から定着に至るまでの期間、タイ人トレーナーを活用することは事業を成功に導く最も効果的な手段であることに間違いはない。しかしながら、外国企業がラオスに根ざした企業へと脱皮していくためには、ある程度の段階までにタイ人に代わり中核として機能しうるラオス人のトレーナーやマネージャーを育成していくことが肝要である。

優位性 [3] ——研修制度——

整理・整頓・しつけ・清潔・清掃の5Sの標語はラオスの日系企業の工場においても掲げられるようになってきた。ラオス人労働者の生産性を高めるためには上記タイ人トレーナーによる日々の技術移転に加えて期間を集中した研修が必要である。タイの自社工場でこれを行えば、物理的距離が近いという入国査証の取得義務が免除されているので移動が容易で、文化・言語的にも類似しているため、ラオス人研修員を受け入れやすい立地上の優位性がある。

優位性 [4] ——政治的安定性と秩序——

ラオスは人民革命党の一角独裁体制のもと憲法（2003年）に社会主義を唱いつつ、市場経済化を進める政経分離主義の国であり、アジアのなかでも政治的には非常に安定し、社会的秩序が守られている国のひとつである。穏やかな国民性もまたこの国の魅力といえる。

一方、軍事体制の続くミャンマーは国際的に封鎖されており、現状ではミ

ランマーから欧米市場への輸出は容易ではない。内需が大きく、労働者が勤勉な中国は今後も魅力的な投資市場であり続けようが、2005年4月に各地で同時発生したデモが示す通り、反日感情が非常に根強いいため、中国進出一辺倒により発生しうるいわゆる「チャイナ・リスク」を回避する上でも、ラオスへの投資はリスクの分散を図る効果を持つ。

優位性 [5] —— GMS 開発プロジェクトと第1・第2メコン国際架橋による物流——

アジア開発銀行は1992年より「拡大メコン圏開発プロジェクト」(Greater Mekong Subregion: GMS) に着手した。ヴェトナム、ラオス、カンボジア、タイ、ミャンマーそして中国雲南省のメコン地域6カ国・地域をひとつの投資・生産市場として有機的なつながりを形成できれば、総面積約230万平方キロメートル、人口2億5000万人、名目GDP約1900億USドルの市場規模(アジア開発銀行 [2001])となる。人口ではEUの3億7740万人よりも少ないが、MERCOSURの2億1904万人よりも大きな規模となる。メコン地域6カ国・地域の名目GDPはASEANの5512億ドル(日本ASEANセンター [2004])には及ばないが、今後、GMS開発プロジェクトでのもとの、東西経済回廊、南北回廊、南回廊(第2東西経済回廊)の建設が発展を加速化させる過程で増大していくに違いない。

東西回廊はヴェトナムのダナン港からラオスのサワンナケート、タイのムクダハンを経由して、ミャンマーのモーラマインへ通じる全長1500キロメートルの幹線道路となる。筆者はダナンからサワンナケートまでこの道路を2度走破したが、ヴェトナム領のラオバオまでは山道でカーブが続くがラオス領内のダンサワンからは直線が多く走りやすい道路となる。南北回廊は、バンコクからチェンライを経由しラオス・ルートとミャンマー・ルートに分岐し昆明へ、さらにハノイを経由しハイフォン港に至る。南回廊は、バンコクからカンボジアの首都プノンペンやシェムリアップを経由してホーチミンに至り、ブンタウ港で太平洋に臨む(図1)。これら3回廊の総延長は4000

図1 東西経済回廊



キロメートルを超え、2007年の全線開通をめざして建設が急ピッチで進められている。

ラオスの首都ヴィエンチャンとタイのノンカイとの間に第1メコン国際架橋がオーストラリアの援助により1994年に完成した。第2メコン国際架橋は日本の国際協力銀行（JBIC）の円借款を受け、タイのムクダハンとラオス南部の要衝の地サワンナケートとの間に2006年12月に完成予定である。従来のタイ・ラオス間の物流はトラックに物資を積載しメコン川をフェリーで渡河していた。第2メコン国際架橋が完成すればヴィエンチャン＝ノンカイ間同

様にタイとラオスは陸でつながる。

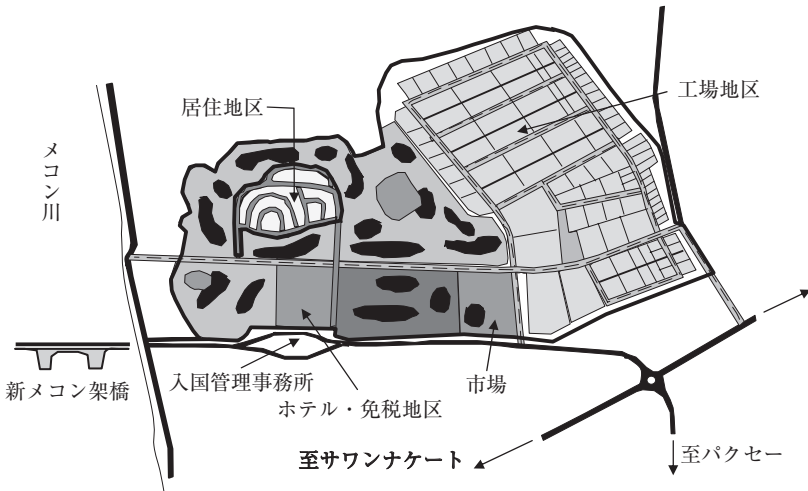
このようにインフラの整備は確実に進んでいるが、運輸、物流、通関、諸経費等のロジスティックにかかる時間と費用の削減がGMS開発プロジェクトの成否を握っているといえよう。タイからラオスへ部品・原材料の通関にタイで1日以内、ラオスに搬入されてからの通関に1日以内で取り組むことができるようになれば、タイ・マレーシアトラックルートを利用したロジスティックと比べても、ラオスに建設された工場の相対的価値は高くなる（上記劣位性〔3〕の克服）。ラオスの輸出入手続きの簡素化ならびに迅速化を実現することができれば、コストと時間の節約をセールスポイントに本章で提起した地域補完型工業化は一層前進することであろう。

優位性〔6〕——サワン・セノ経済特区——

ラオス政府は、「サワン・セノ（Savan = Seno）経済特区に関する首相令第148号」（2003年9月29日）に従い、「サワン・セノ経済特区に対する管理規則および奨励策に関する首相令第177号」（2003年11月13日）を發布した。

サワン・セノ経済特区は、ヴェトナムのダナンとミャンマーのモーラマインを結ぶ東西経済回廊のちょうど中間点に位置し、同時に中国雲南省とカンボジアを結ぶラオス国道13号線と東西経済回廊が交差する地に建設される（図2）。サワン・セノ経済特区からホーチミン空港までの距離はおよそ760キロメートル、またダナン港までの距離は約350キロメートルである。第2メコン国際架橋の工事がラオス建国記念日である2006年12月2日の完成記念式典に向けて工事が着々と進んでいる。この国際橋が完成すれば、サワン・セノ経済特区からタイのクロントイ港・ラムチャバン港およびドンムアン空港までが陸路でおおよそ600キロメートルとなる。加えて、ラオス政府よりサワンナケート空港の拡張整備に対して日本の無償資金協力が要請されている。インドシナ3国のなかでも最も工業化が遅れているラオスは、このように東西経済回廊の建設が2007年に完了し、第2メコン国際架橋と並行しサワンナケート国際空港が整備されると、陸路と空路のネットワークを利用した工業

図2 マスタープラン——サイトA——



(出所) 図1に同じ。

化推進の条件が整うことになる。

サワン・セノ経済特区は輸出加工区と自由貿易区と特惠サービス・物流センターの機能をもたせる2地区からなり、第2メコン国際架橋に隣接するサイトA(305ヘクタール)には、トレードセンター、ホテル、工場、国境管理施設、住居の機能を集中させ、国道13号線と9号線の交差するサイトB(20ヘクタール)には工場、倉庫、カーゴターミナル、税関を誘致する計画である。サイトAの完成は2011年、サイトBの完成は2009年を予定している(鈴木[2002c, 20])。ワンストップサービス型の輸出加工区のなかに、輸入関税を免除された部品・原材料を利用し、さらに物品税、取引税、最低税を免除されたタイの日系企業等の労働集約的部品産業を誘致する戦略は現実味をおびてきた。

おわりに——変貌するインドシナ地域——

インドシナ地域は長い間外国の植民地とされ激しい内乱と戦争が続いた。この戦争の帰結は社会主義国家ヴェトナムとラオスの成立をもたらした。しかしカンボジアはその後も内乱が続いた。

メコン河を囲む地域において対立解消と和平への兆しがみえ始めたのは、1980年代後半であると白石 [2004, 204] は綴る。ヴェトナムとラオスにとって最も大きな転換となった契機は1986年の旧ソ連が着手したペレストロイカであったであろう。ペレストロイカはラオスの「チンタナカーン・マイ」(新思考)とヴェトナムの「ドイモイ」(刷新)へとインドシナ諸国に波及し、これらの国の経済改革と対外開放という現在の基本姿勢の原点を作った。

1991年にはソ連が崩壊し、これまで中核を占めていた旧ソ連からの対ラオス・ヴェトナム援助が完全に停止した(鈴木 [1994])。対ソ借款返済の問題はなお残るものの、旧ソ連との政治的・経済的依存関係は当然の結果として見直しを迫られた。筆者はソ連の崩壊をヴィエンチャン滞在中に経験したが、ラオス政府も国民も少なくとも外見的には大きな動揺はみられなかったように記憶している。この落ち着きは、財政基盤の脆弱なラオスが旧ソ連に代わるドナーとして西側資本主義諸国や国際機関に歩み寄るというプラグマティックな方向転換に1980年代後半から着手してきたことから生まれた余裕であろうか。鈴木 [2003: 293-323] は、1988年よりラオスに対する西側二国間援助と国際機関による多国間援助の合計額が、旧ソ連の対ラオス援助の減少分を相殺してあまりあることを実証した。こうしたドラスティックな国際環境のなかで政治的にはラオス人民革命党の一方独裁による社会主義の堅持と市場経済化の推進という政経分離主義が始まったのである。

ヴェトナムがすでに1989年にラオスとカンボジアから駐留軍を撤退させたことや、1991年にカンボジア和平協定が成立したこと(白石 [2004, 205])、さらには1991年11月にはシアヌーク国王が13年ぶりに帰国の途についたこと、

加えて1992年3月 UNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）が発足したことで、西側援助コミュニティとしてもインドシナ諸国に対する援助を全面的に再開できる環境が整ってきた。また中国が改革開放政策を急速に進めたことにより沿岸部と内陸部の経済格差が深刻化したため、その格差是正措置として雲南省などの辺境地域における本格的な対外開放に目を向ける（白石 [2004, 204]）必要がでてきたことで、中国もメコン河地域開発に積極的に取り組むべき内部条件が成立してきた。加えて1992年には13年ぶりに中越関係が正常化したこともインドシナ和平成立とメコン河地域開発協力推進のための必要条件として見落としてはならない（Suzuki and Keola [2005]）。

インドシナを取り巻くもうひとつの視点はタイを含む ASEAN 原加盟国の動向である。タイ首相にチャチャイ氏が就任した1988年より、タイが積極的にカンボジア和平の解決にイニシアティブを発揮するようになった。「インドシナを戦場から市場へ」転換させることにより、タイを含む ASEAN 原加盟国は市場の拡大を図ることができる意義は大きい。かくて、社会主義が崩壊する国際環境のなかで経済的にもボトルネックに陥っていたインドシナ社会主義諸国は、対外開放と経済統合・国際社会への参加の重要な第一歩として、まずヴェトナムが1995年に、ラオスとミャンマーが1997年に、そしてカンボジアが1999年に正式加盟し、ASEAN10が成立する運びとなった。

ソ連が崩壊した同年の1991年に制定されたラオス国憲法には「社会主義」の文言は一切見あたらない（鈴木 [2002a: 257-279]）。ところが同憲法第14条には「国家は、国有、共有および私有といったあらゆる形態の所有権ならびに国内の資本家の私的所有権およびラオス人民民主共和国に投資した外国人の所有権を保護し、その拡充を促進する」とあり、対外開放を重要な柱と唱っている。また同憲法第12条には「ラオス人民民主共和国は、平和、独立、友好、協力の外交政策を実施し、平和共存、相互の独立・主権・領土の尊重、内政不干渉、平等、互惠原則のもと、すべての国との関係と協力を増進する」とあり、第18条「国家は、相互の独立、主権、平等および互惠を尊重する原則に基づいて、多様な形態による外国との経済関係の拡大を奨励し指導

する」(鈴木 [2002c: 144-145])として、国際社会への積極的な参加や経済統合を憲法の方針に掲げている (Suzuki and Keola [2005])。このような新しい方向への転換は少なくとも第1次・第2次5カ年計画を策定し実施していた1980年代までのラオスでは考えられなかったことであり、同時に1990年代以降のラオスの置かれるであろう内外の環境を十分に予測したラオス政府の柔軟な対応とそうせざるをえない決意の表れと、筆者は思料する⁽⁹⁾。こうして2003年に改正されたラオス国憲法には、「社会主義」という文言が重みを増して登場することとなった。

日本政府もまた、『日本ASEAN行動計画』(2003年)⁽¹⁰⁾や『新千年期における躍動的で永続的な日本とASEANのパートナーシップのための東京宣言』(2003年)においてインドシナ地域に対する支援を表明している。このようにインドシナ地域における平和の実現、中越関係の改善、米越関係の改善、中国の雲南地域の開発問題、タイの積極的姿勢への転換、第2メコン国際架橋の建設を含む日本の支援、アジア開発銀行のイニシアティブによる東西経済回廊、南北回廊、南回廊(第2東西経済回廊)の建設といったインドシナ地域の開発に対する内外の政治・経済的諸条件が整ってきた。筆者は、インドシナの歴史を振り返るとき、ASEAN加盟国のなかでも特に経済発展段階の遅れたインドシナ移行経済諸国にとって、開発問題は同地域の平和の構築とその進展を前提条件とした国際機関と諸外国による開発協力のもとで、前進しうることを痛感するのである。

本章では、インドシナ地域の投資環境が改善していくなかで、ラオスがタイと言語的にも文化的にも地理的にも近いために、コスト高に悩む在タイ日系企業や欧米系企業などの部品産業の進出先として比較優位があることを論じてきた。しかしながら、これらの外国企業のなかには個別の事情により、ラオスへ進出するよりもヴェトナムやカンボジア、ミャンマー、雲南などの諸国・地域への投資により強い魅力や合理性を感じる企業もあるはずである。国際機関と諸外国による開発協力のもとで、法整備が進展し、通信設備や送電線や東西経済回廊などの建設が進むなかで、ラオスのみならず他のインド

シナ諸国の投資先としての魅力がおしなべて増大し、外国投資がさらに一層誘致され、市場が拡大し、この地域がともに繁栄することを願いたい。

〔注〕

- (1) 本章で入手した対ラオス外国直接投資のデータは1988年11月～2004年12月であり、鈴木・ケオラ [2004] におけるデータよりも1年4カ月長い期間を分析対象にしている。また本章の案件評価は同一案件に対し鈴木・ケオラ [2004] と異なる評価が与えられているものもあり、本章で再評価する必要があった。
- (2) 日本企業の海外撤退調査は、日本在外企業協会が1979年と85年、91年に日本の「大企業」を対象に実施している。また中小企業事業団が1985年に中小企業の海外撤退について83社に対し調査を行っている。今口他 [2003: 133-147] による実証研究がある。洞口 [1992] の日本企業のアジアからの撤退研究は際だつ業績である。さらに『海外進出企業総覧国別編』[1996] では国別・産業別に撤退比率を包括的に集計しているが、マクロ的な集計値は特質の顕在化に欠ける。花田 [1986] は自ら参加した中小企業事業団の調査と日本在外企業協会の調査結果を比較し、大企業と中小企業の撤退理由について、大企業では「製品の需要不足」や「競争条件の変化」、親会社の経営悪化」が撤退理由の上位を占めるのに対し、中小企業では「現地パートナーとの考え方の相違」、 「製品の需要不足」が上位を占めたことを報告している。日本の大企業においても中小企業においても製品の需要不足のため販売不振に陥り、ゆえに経営が悪化して撤退に至るプロセスは今日にも通ずる最も普遍的な撤退のケースと言えよう。
- (3) 外国直接投資の撤退に関する研究は1970年代に、アメリカ多国籍企業の在外子会社の撤退が急増することによって盛んに行われるようになった。Torneden [1975] は、アメリカ多国籍企業の在外子会社の撤退事例が1967年のわずか50件から1975年には335件に6.7倍に増加したと報告している。また1971年から1975年の5年間に1359社のアメリカ多国籍企業の在外子会社が撤退したと Wilson [1977] が報告している。Boddewyn [1979] は、1965年以前の撤退比率が進出件数の10%程度から1971年には30%へ、1975年には71%へ大幅に増大しているという研究を明らかにした(亀井 [1984: 1-56])。これらの研究と比べると、アメリカ企業のラオスからの撤退比率(10.7%)は高いとは言えない。
- (4) 政府命令による強制的撤退のなかには投資許可ライセンスの剥奪や再申請拒否、経営者の逮捕などが含まれる。
- (5) SP氏の企画したチャンパーサーック総合開発ビジネスプランには興味深い視

点が含まれている。チャンパーサック県はラオスの南西部に位置し、タイとカンボジアに国境を接している。メコン川とセドン川の合流するパークセー郡から国道10号がタイのウボンラーチャターニーへ通ずる。また国道10号線はパークセーから東へ延びると、肥沃なボーラヴェン高原をなすパークソン郡に至る。メコン川はチャンパーサック県でラオス領に大きく入り込み、支流や沼、密林が原始的な自然を形成し、世界的な水棲動物や野生動物の宝庫として自然愛好家からその価値が高く認められている。カンボジアに至る最南端35キロメートルの流域ではメコン川の川幅はおよそ25キロメートルに（ティーラプット [2003: 71-92]）広がり、「シーパーン・ドーン」（四千の島）と呼ばれる数多くの島を形成する。メコン川にかかる世界一幅広い滝「コーン・パベン」や「コーン・ソムバミット」は絶景をなす。その上、イラワジルカが生息し、バードウォッチングなどエコ・ツーリズムに適する。19世紀末よりフランスがラオスを植民地化して以来、数多くのフランス人が冷涼なこの地に住居を構えたほどである。タイは6000万人の人口を抱え、富裕層のみならず、拡大してきた中間所得層の観光需要も期待され、その上およそ25万人に上るアメリカ人、日本人、韓国人などの外国人が居住し、避暑地需要が存在する。パークセー空港の拡張工事が完了し、ヴィエンチャンやカンボジアのシェムリアップから空路でもパークセーに行けるようになった。もちろん陸路はタイと陸続きであるからアクセスの問題はない。カジノ、テニス、ゴルフ場、乗馬など総合的な施設を作るならば、チャンパーサックには大きな観光需要が生まれる可能性を秘める。

- (6) 外資系銀行の最大の問題は不良債権である。ラオス政府のプロジェクトを受注している会社が銀行から融資を受けてその企業が道路建設などのプロジェクトを進める。しかしラオス政府は資金不足のため期限通りに会社に支払いができないため、銀行の不良債権が増大することとなるケースがみられる。
- (7) 外国直接投資に関する最も包括的な議論を展開している John H. Dunning の諸研究 Dunning [1977, 1980a, 1980b, 1981] によれば、外国直接投資は立地優位 (Location Advantage) と所有権優位 (Ownership Advantage), 内部化優位 (Internalization Advantage) の3つの優位の有機的な組み合わせにより行われるという見解を示した。本節では、ラオスという国に特有な投資環境上の優位性と劣位性の観点から議論を展開する。
- (8) ポーターの名著『国の競争優位』[1990] では、国の競争優位は(1)要素条件、(2)需要条件、(3)関連支援産業の広がりや成熟度、集積、(4)企業の戦略・構造ライバル間競争という4つのファクターのダイナミックな相互作用によって創出されると記されている。特に第3要素に関し、国内に競争力のあるサポーティング・インダストリーが存在することやコンピューターや応用ソフトウェア製造産業の存在は価格競争力を高めるだけでなく製品やプロセス

のイノベーションやグレードアップに寄与し当該産業の競争力を高める。本章ではこの第3の要素についてポーターとは異なり「国を超えた地域としての集積」に着目したい。

- (9) 1997年のアジア通貨危機の影響を強く受けたラオスは、それまでの国連主導の経済改革の行き過ぎから、急速な対外解放や国有企業民営化等に対する反省が生まれたのも事実であり、社会全体が低開発で貧困な時代に社会主義の堅持の重要性が再認識されている（鈴木 [2002a: 257-279, 2003: 293-323]）。
- (10) 小泉総理の『日本 ASEAN 行動計画』（2003年）では、(1)メコン地域開発など ASEAN の統合を強化するための協力と、(2)投資促進などの ASEAN 諸国の経済競争を強化するための協力を重点分野にあげている。

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

- アジア開発銀行 [2001] 『メコン流域諸国における域内経済協力』。
- 絵所秀紀 [1997] 『開発の政治経済学』日本評論社。
- 今口忠政・李新建・申美花 [2003] 「事業再構築のための撤退戦略とマネジメント調査」（『三田商学研究』慶應義塾大学商学部、第46巻第2号）133-147ページ。
- 大野昭彦・鈴木基義 [2000] 「工場労働者の第1世代をめぐる職務意識——ラオスを対象として——」（『東南アジア研究』Vol. 38, No.1）3-21ページ。
- 亀井正義 [1984] 「多国籍企業の投資撤退——その現実と理論ならびに受け入れ国の影響と対応策——」（『長崎県立国際経済大学論集』長崎県立国際経済大学学術研究会、第18巻第2号）1-56ページ。
- 小泉純一郎 [2003] 『日本 ASEAN 行動計画』12月12日。
- [2003] 『新千年期における躍動的で永続的な日本と ASEAN のパートナーシップのための東京宣言』12月12日。
- 白石昌也 [2004] 「メコン地域協力とベトナム」（白石昌也編著『ベトナムの対外関係——21世紀の挑戦——』暁印書館）1-27ページ。
- 末廣昭 [2001] 『キャッチアップ型工業化論』名古屋大学出版会。
- 鈴木基義 [1999] 「ラオス投資環境の実態と提言」（『法経論叢』三重大学社会科学学会、第16巻第1号）35-91ページ。
- [2000] 「ラオスで AFTA が成功しない理由」（上・下）（『世界経済評論』12

- 月号 52-55ページ, 2001年 1月号 60-64ページ)。
- [2002a] 「ラオス——新経済体制下の模索——」(末廣昭編『岩波講座 東南アジア史 9』岩波書店) 257-279ページ。
- [2002b] 「移行経済国ラオスの現状と課題」(石田暁志編「2001年党大会後のヴェトナム・ラオス——新たな課題への挑戦——」アジ研トピックリポート No.46, 日本貿易振興会アジア経済研究所) 153-177ページ。
- [2002c] 『ラオス投資ガイド』国際機関日本アセアンセンター。
- [2003] 「経済」(ラオス文化研究所編『ラオス概説』めこん) 293-323ページ。
- [2004] 「内陸開発途上国の地域補完型工業化論——地域経済統合の波に乗れ——」(『世界経済評論』11月) 21-28ページ。
- 鈴木基義, スックニラン・ケオラ [2002] 「ラオス外国投資環境改善の視点」(『世界経済評論』6月) 31-38ページ。
- [2004] 「ラオス外国直接投資を評価する——優良・不良・未進出・撤退プロジェクト——」(天川直子編「ラオス市場経済化——現状と課題——」アジア経済研究所) 159-209ページ。
- [2005] 「ラオス外国直接投資の環境整備——ASEANとの競合——」(『CAMPANA』鈴鹿国際大学紀要, 第11巻) 1-14ページ。
- ティーラプット, カムボーン [2003] 「南部ラオス」(ラオス文化研究所編『ラオス概説』めこん) 71-92ページ。
- 東洋経済新報社 [1996] 『海外進出企業総覧国別編』。
- 日本アセアンセンター [2004] 『2004アセアン——日本統計ポケットブック——』。
- 日本在外企業協会 [1979] 『在外日系企業の撤退に関する調査研究報告書』。
- [1991] 『海外事業における撤退戦略』。
- 日本貿易振興機構 (JETRO) [2004] 『世界は今——JETRO Global Eye 特集:メコン地域の新たな胎動(前・後編)』8月7日・14日。
- 花田光世 [1986] 「経済教室 海外進出中小企業の3割が撤退」(『日本経済新聞』4月2日)。
- 洞口治夫 [1992] 『日本企業の海外直接投資——アジアへの進出と撤退——』東京大学出版会。

〈英語文献〉

- Boddeyn, J.J. [1979] "Foreign Divestment: Magnitude and Factors," *Journal of International Studies of Management and Organization*, Vol.10, spring-summer, pp.21-27.
- Boddeyn, J.J. and Roger L. Torneden [1973] "U.S. Foreign Divestment: A Preliminary Survey," *Columbia Journal of World Business*, Vol.8, No.2, summer, pp.241-251.

- Chopra, J., J.J. Boddewyn and R. Torneden, [1978] "U.S. Foreign Divestment: A 1972-1975 Updating," *Columbia Journal of World Business*, Vol.13, No.1, spring, pp.63-80.
- Dunning, John H. [1977] "Trade, Location of Economic Activity and the Multinational Enterprise: A Search for an Eclectic Approach," in John H. Dunning, *International Production and the Multinational Enterprise*, London:George Allen & Unwin, 1981, pp.21-45.
- [1980a] "Trade, Location of Economic Activity and the Multinational Enterprise: Some Empirical Test," in John H. Dunning, *International Production and the Multinational Enterprise*, London: George Allen & Unwin, 1981, pp.46-71.
- [1980b] "Explaining Changing Patterns of International Production: In Support of the Eclectic Approach," in John H. Dunning, *International Production and the Multinational Enterprise*, London:George Allen & Unwin. 1981, pp.72-108.
- [1981] "Explaining the International Direct Investment Position of Countries: Towards a Dynamic or Developmental Approach," in John H. Dunning, *International Production and the Multinational Enterprise*, London: George Allen & Unwin, 1981, pp.109-141.
- Gerschenkron, A. [1962] *Economic Backwardness in Historical Perspectives*, Cambridge, Mass.: Belknap Press of Harvard University Press.
- Grunberg, Leon [1981] *Failed Multinational Ventures*, Lexington, Mass.: Lexington Books.
- Herrick, B. and C. Kindleberger [1983] *Economic Development*, fourth edition, New York: McGraw-Hill.
- Inthavong, Sonephet [2005] *The Greater Mekong Sub-region's East-West Economic Corridor Investment Opportunity-Savan-Seno Special Economic Zone The Trade and Service Hub of the East-West Economic Corridor*.
- Keola, Souknilanh and Motoyoshi Suzuki [2002] "Comparative Study of Laos' Foreign Direct Investment Environment among ASEAN: FDI Impediments in the Lao People's Democratic Republic," in The National Economic Research Institute (NERI), Laos' State Planning Committee (SPC) and The Japan International Cooperation Agency (JICA) eds., *Macroeconomic Support Policy for Socio-Economic Development in the Lao People's Democratic Republic Vol. 2*, pp.146-165
- Laos' Ministry of Finance [1998] "Notification of the Minister of Finance No 1440/MOF October 30."
- [1999] "No 0001/MOF, Decree of the Minister of the Ministry of Finance Regarding Implementation of the Executive Decree Modifying the Tax Law. January 4."
- Porter, M.E. [1990] *The Competitive Advantage of Nations*, New York: Free Press (土

- 岐他訳 [1992] 『国の競争優位』 [上・下] ダイアモンド社).
- Rostow, W.W. [1961] *Stages of Economic Growth: A Non-Communist Manifest*, London: Cambridge University Press.
- Savan-Seno Special Economic Zone Authority [2003] *Compilation of Decrees of the Prime Minister Concerning the Savan-Seno Special Economic Zone* (松永宣明訳 『サワン・セノ経済特区に対する管理規則および奨励策に関する首相令第177号』)
- Statistic Center of the Lao PDR [2003], *Basic Statistics*.
- Suzuki, Motoyoshi and Souknilanh Keola et al. [2002] “Issue of Foreign Direct Investment in the Lao PDR: Interview Survey,” in The National Economic Research Institute (NERI), Laos’ State Planning Committee (SPC) and The Japan International Cooperation Agency (JICA) eds., *Macroeconomic Support Policy for Socio-Economic Development in the Lao People’s Democratic Republic Vol. 2*, pp.166-191.
- [2005] “Subregionally Complementary Industrialization Strategy for Laos under Economic Unity,” in The National Economic Research Institute (NERI), Laos’ State Planning Committee (SPC) and The Japan International Cooperation Agency (JICA) eds., *Macroeconomic Support Policy for Socio-Economic Development in the Lao People’s Democratic Republic* (近刊予定).
- Tornedon, Roger L. [1975] *Foreign Investment by U.S. Multinational Corporations*, New York: Praeger.
- Vernon, Raymond [1979] “The Product Life Cycle Hypothesis in a New International Environment,” *Oxford Bulletin of Economics and Statistics*, Vol. 41, No. 4, November, pp.255-267.
- Wilson, B. [1977] “Foreign Divestment in the Multinational Investment Cycle: The US Experience,” *Multinational Business*, Vol.18, No.1, pp.82-104.

〈ラオス語文献〉

- ラオス大統領 [2003] 「立法に関する国家主席公布令」。
- ラオス投資協力省 [2004] 「改正外国投資奨励法」。
- ラオス投資協力省 [2004] 「改正国内投資奨励法」。